

ISBN 978-4-903875-24-8

Contribution to the Studies of Eurasian Languages (CSEL) Series 21

ユーラシア諸言語の動態 III —言語の多様性と類型と混成言語—

ユーラシア言語研究コンソーシアム 2019 年 12 月発行

Dynamics in Eurasian Languages III: —Diversity, Typology and Mixed language—

Kobe City College of Nursing / Consortium for the Studies of Eurasian Languages

(December 31, 2019), pp.1-19.

日本語の授受文の表す恩恵授受性
—使役文の表しうる恩恵授受性との関係—

The Benefactivity Expressed by Japanese Benefactives in Relation to
Possible Benefactive Meanings Expressed by Causatives

早津 恵美子

HAYATSU, Emiko

(東京外国語大学 Tokyo University of Foreign Studies)

日本語の授受文の表す恩恵授受性 —使役文の表しうる恩恵授受性との関係—

早津 恵美子

授受文、恩恵授受性、使役文、主語・補語、恩恵の与え手・受け手

1. はじめに¹

日本語の授受文（授受補助動詞文）というのは、動詞のいわゆるテ形と補助動詞としての「ヤル・クレル・モラウ」の組みあわさった合成的な形（V-テヤル・V-テクレル・V-テモラウ²）を述語とする文であり、人が動作を行うことが他の人にとって恩恵や利益となる事態を表現する。

- | | |
|-------------------------------------|-----------|
| (1) 私/太郎が（花子のために）荷物を <u>運んでやる</u> 。 | — V-テヤル文 |
| (2) 太郎が（私のために）荷物を <u>運んでくれる</u> 。 | — V-テクレル文 |
| (3) 私が太郎に荷物を <u>運んでもらう</u> 。 | — V-テモラウ文 |

¹ 本稿は、CSEL 2018 年度年次総会（2019 年 3 月 27 日、於 京都大学文学研究科附属ユーラシア文化研究センター）で行った口頭発表および、その後の考察を加えて語学研究所定例研究会（2019 年 5 月 8 日、於 東京外国語大学）で行った口頭発表の内容をもとにまとめたものである。それぞれの研究会の席上およびその後の私信などで多くの質問やアドバイスをいただいた。この場を借りてお礼申し上げるとともに、この稿ではそれらを必ずしも十分に反映できておらず今後の課題となってしまった点が少なくないことをお詫び申しあげる。

² ここで、V-テヤル・V-テクレル・V-テモラウというのは、それぞれの待遇的な意味のバリエーションである「V-テヤル/アゲル/サシアゲル」「V-テクレル/クダサル」「V-テモラウ/イタダク」を代表するよびかたである。また授受文には、「こんどこそあいつを負かしてやる」「困ったことをしてくれたな」「いま君にやめてもらっては困る」といった恩恵の授受とはいえない事態を表現する用法があるが、これらについては本稿では考察対象としない。しかし、たとえば V-テヤル文について、「きのう太郎をほめてやった」と「きのう太郎をなぐってやった」のうち、前者は恩恵の与えを表現するのに対して後者はそうでなくてむしろ迷惑の与えを表現していると読みとりやすいのは「ほめる」「なぐる」という動詞の語彙的な意味に負うもののようにも思われる。つまり V-テヤル文・V-テクレル文・V-テモラウ文が構造的にもつ文法的な意味としては「恩恵」の授受かどうかに関心なのかもしれない。この点については、稿をあらためて論じたい。

また、使役文は動詞のいわゆる未然形に-(サ)セルの後接した形 (V-(サ)セル) を述語とする文であり、人が他者に何らかの働きかけをしてその動作を引きおこす事態を表現する。

- (4) a 花子が太郎に荷物を運ばせる。 b 親が子供を留学させる。

そして、授受文と使役文との関係については、3種の授受文（上の(1)～(3)の文）のうち V-テモラウ文は主語が動作主体ではなく、その点で使役文と同じであって両者が類似の事態を表現できる場合があることから、V-テモラウ文と使役文の異同について論じられることがある³。

- (5) 私が太郎に荷物を {運んでもらう : 運ばせる}。

本稿では、授受文と使役文の関係をもう少し広く考えてみようと思う。その際、(a)主語・補語という文成分が原動詞 (V-テヤル・V-テクレル・V-テモラウの「V」) の表す動作の主体か否かというヴォイス的な性質、(b)動作主体が恩恵の与え手か受け手かという恩恵授受性、(c)使役文の文法的な意味、をたしかめながら考えていく。また、使役文には、人（主語である使役主体）が他者（補語である動作主体）にとって迷惑であることを無理やり行わせるという事態を表現するものもあるが（「先輩が練習で疲れている後輩に荷物を運ばせる」「親がいやがる子供に人参を食べさせる」）、次の(6)(7)のように、他者にとって恩恵や利益になることを行わせるという事態を表現するものもあり⁴、これらと授受文はどんな関係にあるのかを考察することも本稿の重要な課題である。

- (6) 行友は……珍しいもの好きの道雅の喜ぶ洋食をわざわざ遠くからとって食べさせたりした。(女坂)
 (7) 彼女は私にビルマ僧の服装をさせました。こうすればどこに行っても困

³ 受身文の主語も動作主体でなくその点で V-テモラウ文と同じであるので、受身文と V-テモラウ文の異同もしばしば論じられる。「太郎が先生に {ほめられる : ほめてもらう}」「選手が監督に {なぐられる : なぐってもらう}」。なお、V-テヤル文と V-テクレル文の主語は動作主体であって原動文 (V 文) と同じであるので、これを合わせて、主語が動作主体か否かという観点から広くヴォイス体系を認めようとする立場もある（早津 2017）。

⁴ 佐藤（1986）でも、使役文のうちに「相手=動作主体に利益をもたらす動作をさせることをあらわしているもの」（p.121）があることが指摘され、《利益付与》を表すものとして多くの実例があげられている。授受文との関係は具体的には何も述べられていないが、利益付与の使役文は、使役受身文 (V-(サ)セ-ラレル文) と対立せず、V-テモラウ文がそれにあたるとして、「(利益付与を表す使役文に) このようなボイス的対立の制限があることも、人間どうしのかかわりあいを表現する使役文を利益の授受の観点から考察しなければならぬ根拠である」（p.173）と述べられており、本稿の考察をすすめる支えとなる。

ることはないから、というのでした。(ビルマの堅琴)

2. 授受文における主語/補語・動作主体・恩恵の与え手/受け手

3種の授受文は、原動詞(V)の表す動作の主体(動作主体)が主語であるか否かという点からみると、V-テヤル文とV-テクレル文(冒頭の(1)と(2))は動作主体を主語とする文であるのに対して、V-テモラウ文(3)の動作主体は補語である。また、主語と補語が恩恵の与え手であるか受け手であるかという点からみると、V-テヤル文とV-テクレル文は、主語が恩恵の与え手で、補語が恩恵の受け手であるのに対し⁵、V-テモラウ文は、主語が恩恵の受け手、補語が恩恵の与え手である。

主語	補語	
(1') <u>私/太郎</u> が	(<u>花子のために</u>)	荷物を 運んでやる
動作主体		
恩恵の与え手	恩恵の受け手	
(2') <u>太郎</u> が	(<u>私のために</u>)	荷物を 運んでくれる
動作主体		
恩恵の与え手	恩恵の受け手	
(3') <u>私</u> が	<u>太郎に</u>	荷物を 運んでもらう
	動作主体	
恩恵の受け手	恩恵の与え手	

	主語	補語
V-テヤル文・V-テクレル文 ⁶	動作主体 恩恵の与え手	恩恵の受け手
V-テモラウ文	恩恵の受け手	動作主体 恩恵の与え手

そして、3種の文をあらためて、動作主体が恩恵の与え手か受け手かという点からみると、3種の授受文はいずれも動作主体が恩恵の与え手である。つま

⁵ 澤田(2007)において、V-テクレル文における恩恵の受け手(澤田では「受益者」)は、しばしばいわれる「非主語」(又はその位置に生起する「話し手側の者」というのではなく、「事象を捉える「認知主体」)であるという興味深い指摘がなされている。V-テクレル文について「事象を捉える「認知主体」)という面からとらえることは、V-テヤル文・V-モラウ文についてもこの点からあらためて見直す必要も生じるように思われる。いまその準備がないので、本稿ではこれまでの捉え方に従うことにする。

⁶ V-テヤル文とV-テクレル文は、いわゆる「人称的方向性」(日高2007)で対立しており、V-テヤル文は話し手/話し手側の人から他者への授与であるのに対して、V-テクレル文は他者から話し手/話し手側の人への授与を表すという点で異なっている。ただし、主語が動作主体か否か、主語が恩恵の与え手か受け手かという点では同じであるので、その観点から本稿ではひとつにまとめている。

り、授受文は、人がある動作をすることが他者にとって恩恵や利益となる事態を表現する文であり、人がある動作をすることがその人自身にとって恩恵や利益になるような事態を授受文で表現することはできない。本稿ではまず、ある種の使役文はそれを補う機能を果たしているのではないかということを考えてみる。

3. 授受文の動作主体の性質と使役文の文法的な意味

授受文と使役文との関係を考えるにあたって本稿では、使役文にも恩恵の授受を表現しうる性質があり、それは早津（2015[2016]）で提案されている使役文の文法的な意味の捉え方とかかわっているのではないかと考える。

3.1 使役文の文法的な意味（[つかいだて：みちびき]）

人の意志動作の引きおこしを表す使役文の文法的な意味として、早津（2015[2016]）で、[つかいだて：みちびき]という捉え方を提案した⁷。これは、広く知られている[強制：許可]という見方を否定するものではなく、後述するように異なる観点からの捉え方である。以下に、早津（2015[2016:pp.89-91、pp.117-119 など]）から適宜引用して紹介する。つかいだての使役とみちびきの使役はそれぞれ次のように規定される。

【つかいだて（他者利用）の使役】

- ・使役主体が、自分自身がある状態を享受したいという目的や意図をもち、しかしそのために必要な動作を自身が行うのではなく、それを実現させるにふさわしいとみなす他者（＝動作主体）を利用してそれを実現させる。これは、人が他者を道具・手段として利用するものであり文字通り「使役する」ことである。

例：「太郎が業者に引越し荷物を運ばせる」「全国から職人を集めて城をつくらせる」「秘書に書類をコピーさせる」「学生に各自の持ち場を点検させる」「忙しいので子どもに食器を洗わせる」「生徒が自分たちも手伝い

⁷ 使役文の意味の2種類の捉え方の違いとして、早津（2015[2016:p.121]）で、「[つかいだて：みちびき]は[強制：許可]よりも文法的な現象という側面が強いといえる」とされている。それは、[つかいだて]と[みちびき]という捉え方は、①原動詞（V-(サ)セルのV）の語彙的な意味（とくにカテゴリーカルな意味）を土台としその反映としてうまれる文法的な意味であること、②それぞれの使役文に独自の構文的な特徴があること、③使役文と他の構造の文（原動文、V-テモラウ文）との間にみられるいくつかの現象との関係が見いだせること、といった性質をもつことによる。なお、このうち①については、意志動詞の大きな2類として「対象変化志向の動詞」（切る、洗う、出す、運ぶ、集める、作る、払う、伝える、等）と「主体変化志向の動詞」（考える、習う、食べる、体験する、すわる、歩く、留学する、うけとる、等）に分けることを提案し、前者はつかいだての使役になじみ、後者はみちびきの使役になじむことが述べられている。詳しくは早津（同）参照。

たいというので食器をテーブルに並べさせた」

【みちびき（他者誘導）の使役】

- ・使役主体が、他者（＝動作主体）をある状態を享受するようにみちびきたいという目的や意図をもち、その状態をもたらすのにふさわしい動作を動作主体に行わせる。使役主体が動作主体を利用するわけではない。

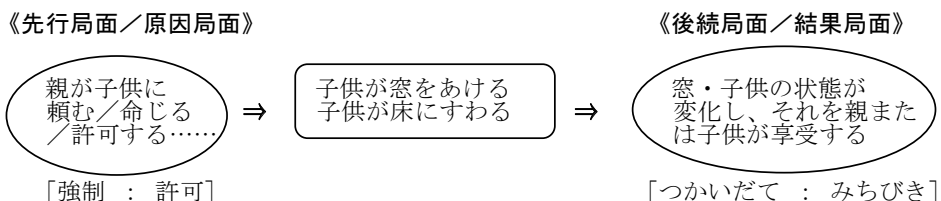
例：「親が子供に栄養のある物を食べさせる」「園児に帽子をかぶらせる」「疲れた選手を休ませる」「娘を3年間留学させる」「学生に入門書を読ませる」「弟子を一人立ちさせる」「園児をはだして遊ばせる」「花子に菓子を飲ませる」

両者をごく簡略にまとめなおすと、つかいだての使役は、動作主体の動作によって生じる広い意味での動作の結果を使役主体が享受するという事態、みちびきの使役は、広い意味での動作の結果を動作主体自身が享受するという事態を表すといえる。

そして、[強制：許可]と[つかいだて：みちびき]とは、使役事態のどこに注目するかによる違いであって矛盾しない。先行の諸研究における[強制：許可]という捉え方には2つの観点のものがあるが（①動作の実現に際して使役主体の意志と動作主体の意志のどちらが強いかという点に注目するもの、②動作が実現するきっかけが使役主体にあるか動作主体にあるかという点に注目するもの⁸）、いずれも使役事態に先行する原因的な局面に注目するものだといえる。それに対して[つかいだて：みちびき]は、使役主体は何を目的として動作主体に動作を行わせるのか⁹（動作主体に動作をさせることによって、広い意味での結果を使役主体が享受することをめざすのか、動作主体が享受することをめざすのか）という観点からの捉え方なので、使役事態に後続する結果的な局面に注目するものである。[強制：許可]と[つかいだて：みちびき]が矛盾しないのはこのためである。たとえば「親が子供に窓をあけさせた」「親が子供を床にすわらせた」という使役文は、親が子供に頼んだり命じたりして（[強制]）、あるいは親が子供の申し出や要求を許可して（[許可]）、「あける」「すわる」という動作を引きおこすことを表す。そして動作の結果として窓や子供に新たな状態が生じるが、そのことを親（使役主体）が享受する場合（[つかいだて]）もあり、子供（動作主体）が享受する場合（[みちびき]）もありうる。

⁸ 詳しくは早津（2007[2016:pp.60-65]）を参照。

⁹ このように考えるのは、人が他者にある動作を行わせるとしたら、そこには何か目的や意図があるはずだという想定にもとづくことによる。



3.2 使役文が表しうる恩恵授受性

このように使役文の文法的な意味として、[つかいだて : みちびき] という捉え方をすることは、上でみたそれぞれの性質にうかがえるように、使役文における使役主体と動作主体が恩恵の与え手あるいは受け手という意味合いをもつことがありうるとみなすことにつながる。

つかいだての使役文は、主語（使役主体）がある状態を享受したいという目的や意図をもち、その実現のために他者に動作をさせることを表すので、主語（使役主体）が恩恵の受け手、補語（動作主体）が与え手といえる事態が少ない。

主語	補語			
(8) <u>先輩</u> が	<u>太郎</u> に	荷物を	<u>運ばせる</u>	[つかいだて]
使役主体	動作主体			
恩恵の受け手	恩恵の与え手			

cf. 斜字体は、これが文法的な意味ではないことを表す

一方、みちびきの使役文は、動作主体にある状態をもたらそうという目的や意図をもって動作を行わせることを表すものなので、動作の性質によってはその動作をすることが動作主体にとって都合のよいこと（恩恵を受けること）である場合がある。つまり、みちびきの使役では、補語（動作主体）は自身の行う動作（それは使役主体からの働きかけを受けて行う動作ではあるが）による恩恵の受け手という面があり、主語（使役主体）は動作主体にそのような状態をもたらしたという意味で恩恵の与え手という面がある。

主語	補語			
(9) <u>母親</u> が	<u>太郎</u> に	栄養のある物を	<u>食べさせる</u>	[みちびき]
使役主体	動作主体			
恩恵の与え手	恩恵の受け手			

それでは、つかいだての使役文とみちびきの使役文がこのように恩恵授受性を表しうるということは、2 節でみた授受文の性質とどのようにかかわっている

るのだろう。

3.3 授受文の動作主体の性質を補うる使役文

2節でみたように、3種の授受文はいずれも動作主体が恩恵の与え手である事態を表現する文であり、動作主体が恩恵の受け手となる事態を表現することはできない。一方、前節でみたように、みちびきの使役文における動作主体は、使役文の表現する事態における恩恵の受け手としての意味合いをもちうる。みちびきの使役文は、授受文の上のような性質を補うものとして機能しているのではない。1節であげた例(6)(7)もみちびきの使役文である。

- (6) 行友が道雅に（好物の）洋食を食べさせる [みちびき]
 (7) 彼女が私に（どこでも困ることのないよう）ビルマ僧の服装をさせる [みちびき]

ほかにも次のようなみちびきの使役文において、動作主体が恩恵の受け手であることがうかがえる。

- (10) そして他処からの貰いものがあると、祖母は自分ではそれを食べないで、鮎太に食べさせた。（あすなる物語）
 祖母が 鮎太に それを 食べさせる
 使役主体 動作主体
 恩恵の与え手 恩恵の受け手
- (11) 皆が庭園へ出て逍遥した時佐助は {目の見えぬ} 春琴を梅花の間に導いてそろりそろりと歩かせながら「ほれ、此処にも梅がござります」と一々老木の前に立ち止まり手を把って幹を撫でさせた。（春琴抄）
- (12) 舎監に訊ねると……軽傷者には休暇を与えて帰郷させるのだと云った（黒い雨）
- (13) おきぬは炉ばたにいた兄をどかせると、吾一をそのあとにすわらせた。（路傍の石）
- (14) 鮎太はそこで留吉と幸夫を家へ帰らせた。夕食を食べていないんで腹が減ったと訴えたからである。（あすなる物語）

また、先に1節の注4で紹介した佐藤（1986）には、《利益付与》を表す使役文の実例が多くあげられているが、それらの使役文も、[つかいだて:みちびき]という観点からみるといずれもみちびきの使役文である。

このようにみてくると、授受文の3種はいずれも動作主体が恩恵の受け手であるという事態を表現することができず、みちびきの使役文のなかにそれを補

う機能をはたすものがあるといえそうである（上にみた(6)(7)(10)～(14)）。

4. 授受文の主語の恩恵授受性と使役文の主語の恩恵授受性

前節では、授受文の動作主体の性質に注目し、授受文はいずれも動作主体が恩恵の与え手であって動作主体が恩恵の受け手である事態は授受文では表現できず、それをみちびきの使役文が補っているのではないかということを考えた。この節では、3種の授受文と2種の使役文（つかいだて：みちびき）の主語の性質に注目して両者の関係を考えてみる。

3種の授受文の主語の恩恵授受性については、2節でみたように、V-テヤル文とV-テクレル文は主語が恩恵の与え手、V-テモラウ文は主語が恩恵の受け手であり、これは授受文の文法的な性質である。一方、使役文については、3節でみたように、つかいだてのV-(サ)セル文では主語が恩恵の受け手、みちびきのV-(サ)セル文では主語が恩恵の与え手という意味合いを帯びることがあり、それは表現上の性質である。それでは、主語が恩恵の与え手でありうる点で共通するV-テヤル/テクレル文とみちびきのV-(サ)セル文との関係、主語が恩恵の受け手でありうる点で共通するV-テモラウ文とつかいだてのV-(サ)セル文との関係はどのようなことなのか、それぞれ4.1節、4.2節で考えてみる。

4.1 V-テヤル/テクレル文とみちびきの使役文 —主語が恩恵の与え手—

次の文の述語はそれぞれ、aではV-テヤル/テクレル、bではV-(サ)セルであるが、文としておおむね同じような事態を表現できそうな動詞を選んで、それぞれの述語としたものである。

- (15) 母親が子供においしい物を {a 作ってやる : b 食べさせる}。
 (16) 花子が {a 疲れた人に椅子を持ってきてやる : b 疲れた人を椅子にすわらせる}。
 (17) 母が私に麦藁帽子を {a 買ってくる : b かぶらせる}。
 (18) 父が僕たちを {a 公園へ連れていってくれる : b 公園で遊ばせる}。

先にみたヴォイス的な性質として、V-テヤル/テクレル文の主語は動作主体であり、V-(サ)セル文の主語は動作主体ではない、ということから、上のV-テヤル/テクレルの原動詞「a 作る、持ってくる、買う、連れていく」は主語である人の行う動作であり、一方、みちびきのV-(サ)セルの原動詞「b 食べる、すわる、かぶる、遊ぶ¹⁰」は補語である人の動作である。したがって、上の(15)～(18)に

¹⁰ これらの動詞は、早津（2015[2016]）で提案されている「主体変化志向の動詞」にあたる（注7参照）。

において、aのV-テヤル/クレルのほうは、人（主語：母親、花子、…）がある動作を行うことで他者（補語：子供、疲れた人、…）に恩恵を与える（主語である人の行う動作によって補語である人が恩恵を受ける）ことを文法的に表し、bのみちびきのV-(サ)セルのほうは、人（主語）が他者（補語）にその他者にとって恩恵となる動作を行わせることによって他者自身に恩恵を与える（補語である人の行う動作によってその人自身が恩恵を受ける）ことを表現している¹¹といえる。

次の例(19)では、同じ人(保母)を主語とする文構造のなかでV-テヤルとV-(サ)セルが続けて用いられている。

- (19) H君は必死の形相で跳び箱にのぼろうとした。保母が尻を押してや
って、のぼらせた。(障害児と教育)

ここで、V-テヤルの原動詞「(尻を) 押す」は主語（保母）の行う動作であり、V-(サ)セルの原動詞「のぼる」は補語相当の人（H 君）の行う動作であって、文全体として、「保母」が、自身の行う動作（(尻を) 押す）と、H 君に行わせる動作（のぼる）の両方によってH 君に恩恵を与えているという事態が表現されている。次の文にも、ひとつの文のなかでV-テヤル/クレルとV-(サ)セルが用いられていて同様の状況が表現されている。□が文全体の主語である。

- (20) カオルは二歳半ごろから、毎朝かあさんが粉をといたり、ホットケーキを焼いたりするのを見ていて、やりたがるようになった。そこで、子供のやりたがることには何によらず「ダメッ」といわない主義のかあさん
んは、手を添えてやりながら、させることにした。（「待ち」の子育て）
(21) 百姓は光秀を家のなかに入れ、カマチにすわらせて、食物を与えてく
れた。（国盗り物語・織田信長）

この(20)(21)にも、上で述べた性質すなわち、V-テヤル/クレル文は主語である人の行う動作によって補語である他者が恩恵を受けることを文法的に表し、みちびきの使役文は補語である動作主体の行う動作によって動作主体自身が恩恵を受けることを表現性として表しているという性質があらわれている。

4.2 V-テモラウ文とつかいだての使役文 —主語が恩恵の受け手—

V-テモラウ文とつかいだての使役文はいずれも主語が恩恵の受け手であるこ

¹¹ このbは、主語である使役主体が恩恵の与え手であるので、使役動詞V-(サ)セルに-テヤル/クレルをつけた形「b' 食べさせてやる、すわらせてやる、かぶらせてくれる、遊ばせてくれる」にすると、そのことがより明瞭になる。

とを表しうる。冒頭にあげた例(5)「私が太郎に荷物を {運んでもらう : 運ばせる}」もそうなのだが、これまでの諸研究で V-テモラウ文と使役文が似た事態を表現する場合の異同が論じられてきたのは、使役文を [つかいだて : みちびき] という観点からみると、実はつかいだての使役文の例についてである。

V-テモラウ文とつかいだての使役文との違いとして、まずあげられるのは、動作主体の人称についての性質である。V-テモラウ文は動作主体 (=恩恵の与え手) が一人称者である文が、とくに言い切りの文において不自然である (「??先輩が僕に荷物を運んでもらった」) のに対して、使役文のほうにはそういった制限はない。次の文は、動作主体が一人称者 (「私、ぼく、僕」) であり、V-(サ)セルを V-テモラウにすると不自然である。

- (22) {釣りの好きな兄は} しょうことなしについてゆく 私に釣り道具を かつがせ、……本所までてくてくと歩いてゆく。(銀の鈴) [??かついでもらい]
- (23) 未紀は……海からはいりこんだ水路をまたぐ短い橋のもとで ぼくに車を とめさせた。未紀は車をおりて、水路にそって歩いていった。(聖少女) [??とめてもらった]
- (24) {家族が} めいめい好きなものを買って、僕にそれを 支拂わせる。(時雨の記) [??支拂ってもらう]

このことから、つかいだての使役文は、V-テモラウ文の動作主体の人称にかかわる制限を補っているともいえる。

一方、これらに対して、動作主体が二人称者・三人称者である場合は、V-テモラウ文とつかいだての使役文とが正しい文として似た事態を表現できることがある。次の文において、V-(サ)セルを V-テモラウにかえてもおかしくない。

- (25) {彼は} 運転手の 前川に膝掛けを 出させて、多江の背にかけた。(時雨の記) [≒出してもらって]
- (26) まとまった金が必要になって、安吉は 平井に頼んで平井の知っている質屋を 紹介させた。(むらぐも) [≒紹介してもらった]
- (27) 学生に通知したいことは、いちいち セクレタリーをわざわざ葉書を出させる必要があった。(アメリカと私) [≒出してもらう]
- (28) 床屋がそうするままに、鶴川は眉の上下を 剃らせるらしかった。(金閣寺) [≒剃ってもらう]

なお、みちびきの使役の例としてあげた実例(6)(7)(10)~(14)は、[みちびき]の意味を保ったまま V-(サ)セルを V-テモラウにかえることはできない。

- (6' 再掲) 行友が道雅に (好物の) 洋食を食べさせる [??食べてもらう]
 (7' 再掲) 彼女が私に (困らないよう) ビルマ僧の服装をさせる [??しても
 らう]
 (10 再掲) そして他処からの貰いものがあると、祖母は自分ではそれを食べ
 ないで、鮎太に食べさせた。(あすなる物語) [??食べてもらった]

この例文(10)について考えてみると、この「食べさせた」を「食べてもらった」にかえることは文法的には可能である。しかしそれで文意が成り立つとすれば、「鮎太」が食べることによって「祖母」が何らかの恩恵を受ける、たとえば、その「貰いもの」は「祖母」の健康にとってよくない物だが捨てるのはしのびなく「鮎太」が食べることで捨てずにすむ、あるいは、「鮎太」に与えることが「祖母」の満足感につながるといった事態をよみこむ場合であり、それはつかいだての意味に近くなってくる。他の例も同様であり、V-テモラウ文と使役文が同じような事態を表現できるとして両者の異同を問題にしうるのは、やはりつかいだての使役の場合である。

さて、先述のように、V-テモラウ文と使役文についてはこれまでも両者の異同が考察されてきている(2000年以降のものとして、益岡 2001、山田 2004、李 2006、李 2014、呉 2019 等)。それらでは、V-テモラウ文と使役文のいずれによっても表現できる場合について、両者には強制力・待遇性・命令のニュアンスなどに違いがあること、働きかけの積極性/消極性と文のモーダルな性質に関係があることなどが述べられている。ただ、両者の違いがもう少し明瞭になってもよいように思われる¹²。今後の検討が必要である。

5. V-(サ)セテ-ヤル文・V-(サ)セテ-クレル文・V-(サ)セテ-モラウ文

最後に、使役動詞「V-(サ)セル」のテ形に「ヤル・クレル・モラウ」が補助動詞としてついた形(V-(サ)セテ-ヤル・V-(サ)セテ-クレル・V-(サ)セテ-モラウ)

¹² たとえば、山田(2004:p.121)では、V-テモラウ文(山田の用語では「テモラウ受益文」)の分類として「依頼的、許容的、単純受影的と仮称できる3種類が認められる」とされ、それを受けて、山田(同)や呉(2019)で、このうち、依頼的・許容的なV-テモラウ文は使役文と「置き換え」られる場合があるのに対して単純受影的なV-テモラウ文はそれができないとされている。おそらく、依頼的・許容的なV-テモラウ文のうち、動作主体をつかいだてている事態の場合にのみ使役文に置き換えられるのであろうが、単純受影的なV-テモラウ文が使役文に置き換えられないのは確かではある。V-テモラウとV-(サ)セルが置き換えられる際の違いとしては、「働きかけの強制力に差がある」「待遇的な違いは見られる」「命令のニュアンスの違い」といった説明がされているにとどまる。また李(2014)では、V-テモラウ文と使役文の異同が、働きかけの積極性/消極性と文のモーダルな性質(〈叙述〉か〈実行〉か)との関係から考察されているが、その分析の観点が使役文とV-テモラウ文の本質的な違いを反映しうるものかどうか疑問に思われる。

を述語とする文が表現する事態について、主語が恩恵の与え手か受け手か、主語が動作主体かそうでないかという観点からのみだが、簡単に考えてみる。

5.1 V-(サ)セテ-ヤル/クレル文 —みちびきの使役文との関係—

V-(サ)セテ-ヤル/クレル文は、V-テヤル/クレル文の文法的な性質の反映として、主語が恩恵の与え手、補語が恩恵の受け手である。しかし、V-(サ)セテ-ヤル/クレルが V-(サ)セルを含むことの反映として、主語は、V-テヤル/クレル文とは異なって、動作主体ではない。

- | | | |
|----------|---------|------------------------|
| 主語 | 補語 | |
| (29) 母親が | {花子/私に} | おいしい料理を 食べさせて {やる/くれる} |
| 恩恵の与え手 | 恩恵の受け手 | |
| | 動作主体 | |

cf. V-テヤル/クレル文では主語は動作主体である ((1') (2'))

次の実例にも、主語 (□) は動作主体ではなく、動作主体は補語 (〳) であることがうかがえる。

- (30) □二人はぼくに立派な教育を受けさせてくれました。(ルーマニアの小さな村から) cf. ぼくが教育を受ける
- (31) 私の乳がよく出るようにと〳姑は一人で餅を搗き、毎朝味噌汁に入れて食べさせてくれた。(女のこよみ) cf. 私が餅を食べる
- (32) せめて矢須子だけでも逃げるのびさせてやりたい気持ちがあった。徴用を逃がれさせるため、矢須子を広島へ来させたのは〳僕の浅智恵からしたことだ。(黒い雨) cf. 矢須子が逃げるのびる

この(29)~(32)における使役事態〈母親が花子においしい料理を食べさせる〉〈二人がぼくに立派な教育を受けさせる〉〈姑が私に餅を食べさせる〉〈僕が矢須子を逃げるのびさせる〉はいずれもみちびきの使役である。したがって、V-(サ)セル形のまま「母親が太郎においしい料理を食べさせる」「二人がぼくに立派な教育を受けさせた」と述べても、3.2 節でみたように、使役主体(母親、二人、…)が恩恵の与え手であり、動作主体(太郎、ぼく、…)が恩恵の受け手であるという意味合いを読みとることができる。しかし、V-(サ)セル形ではなく V-(サ)セテ-ヤル/クレル形で表現することによって、恩恵授受の関係を文法的な性質として表現できるようになっている。つまり「二人がぼくに立派な教育を受けさせてくれた」は「二人がぼくに立派な教育を受けさせた」に比べ、主語(二人)から補語(ぼく)への恩恵の授与がより明瞭に文法的なものとして表現されている。

先にみちびきの使役の例(6)(7)も、V-(サ)セルではなく V-(サ)セテ-ヤル/ク
レルの形にすれば、主語から補語への恩恵授与がより明瞭になる。

(6'') 行友は……道雅の喜ぶ洋食をわざわざ遠くからとって食べさせてやっ
たりした

(7'') 彼女は私にビルマ僧の服装をさせてくれました。こうすればどこに行
っても困ることはないから、というのです

5.2 V-(サ)セテ-モラウ文 —原動文(V文)との関係—

V-(サ)セテ-モラウ文の主語は、V-テモラウ文としての文法的な性質の反映と
して、主語が恩恵の受け手、補語が恩恵の与え手である。しかし、V-(サ)セテ-
モラウが V-(サ)セルを含むことの反映として、主語は、V-テモラウ文とは異な
って、動作主体である。

	主語	補語	
(33) a	<u>太郎</u> が	<u>先輩</u> に	おいしい日本酒を 飲ませてもらう
b	<u>太郎</u> が	(<u>先輩</u> に頼んで)	練習を 休ませてもらう
	恩恵の受け手	恩恵の与え手	
	動作主体	cf. V-テモラウでは主語は動作主体ではない((3''))	

したがって、V-(サ)セテ-モラウ文は、動作主体であり恩恵の受け手でもある
人 ((33)の「太郎」)を主語にしたまま V-(サ)セテ-モラウを V にかえて原動文
にしても、事実としては同じ事態を表現できる。

- (33') a 太郎がおいしい日本酒を {飲ませてもらう : 飲む}
b 太郎が練習を {休ませてもらう : 休む}

しかし V-(サ)セテ-モラウ文が原動文と異なるのは、主語(太郎)が動作を行う
ことに関わってくる他者(先輩)を恩恵の与え手として想定することによって
V-(サ)セテ-モラウ文として述べている点である。それによって、V-(サ)セテ-モ
ラウ文の主語(太郎)は、単に動作の自律的な主体というのではなく、他者か
らの何らかの好意的な関与を受けて自身の恩恵となる動作を行う主体である
という述べ方になっている。次の例でも、(34)では「義兄」からの関与が、(35)
では「ありがとう」と伝える相手からの関与がうかがえる¹³。

¹³ なお、V-(サ)セテ-モラウ文で表わされている使役の事態も、動作主体が恩恵の受け手
あるので、みちびきである。動作主体が迷惑の受け手である使役事態を動作主体を主語に
して表現するときには、使役受身文が用いられる(「先輩が太郎に荷物を運ばせる」⇔「太

- (34) 母は……昨年の暮れ、風邪をひいて熱を出し、痰もからむというので、内科医をしている義兄に頼んで、近くの病院に入院させてもらった。(風のように)
- (35) 特別に物をもってきてもらうときには、たとえば水をちょうだいといわせ、また着物でも汚して着かえさせてもらい、さっぱりした気持になったときにはありがとうといわせるというような習慣をつけてやると、…… (おさなごを発見せよ)

V-(サ)セテ-モラウ文には、恩恵の与え手を特定しにくい状況や、特定できてもそれを補語として文中に示すことをしない使い方がある(「おかげさまでよい経験をさせていただきました」「じゃあきょうは僕から始めさせてもらうよ)。V-(サ)セテ-モラウの形を用いることで、恩恵の与え手を特定できない、あるいは特定しないものの、自身の動作は他者からの何らかの好意的な関与によってなされるものだという意味合いがでてくるのだろう。V-(サ)セテ-モラウ文が丁重さを表すことがあるとされることにつながっている¹⁴。

6. 授受文および使役文によって表現される恩恵授与性

以上みてきたことから、授受文および使役文によって表現される恩恵授受性を次のようにまとめることができる。現象としてはすでに知られていることも含まれるが、本稿の観点から全体としてまとめておく。

V-テヤル/クレル文 ({私/太郎} が {花子/私} のために荷物を運んで {やる/くれる})
主語である動作主体(私/太郎)の行う動作によって補語である他者(花子/私)が恩恵を受けることを文法的な意味として表す。

V-テモラウ文 (私が太郎に荷物を運んでもらう)
主語である非動作主体(私)が一人称者以外の他者(太郎)の行う動作から恩恵を受けることを文法的な意味として表す。

つかいだての使役文 (先生が {太郎/私} に荷物を運ばせる)
主語である非動作主体(先生)が他者(太郎/私)の行う動作から恩恵を受けることを表しうる。そして、同じく主語である非動作主体が他者の行う

郎が先輩に荷物を運ばされる))。佐藤 (1986:p.173) にも同様の指摘があり、使役文が、動作主体が迷惑の受け手であるか恩恵の受け手であるかによって動作主体を主語にした文が使役受身文であったり V-(サ)セテ-モラウ文であったりすることから、注4の最後に述べた指摘(使役文を利益の授受の観点から考察することの必要性)がされている。

¹⁴ この点に関係して匿名の査読者から貴重なご意見をいただいた。V-(サ)セテモラウの敬語形であるV-(サ)セテイテダクが現在断定形で使われると(「この会でお話しさせていただく機会をいただき光栄でございます」)、ときに聞き手に違和感(嫌悪感・慇懃無礼感)をもたらすことがあるとされていることについてである。丁重さを表しうるはずのV-(サ)セテイテダクのこのような用法についてはご意見に学んで改めて考察したい。

動作から恩恵を受けることを文法的な意味として表す V-テモラウ文（先生が {太郎/*私} に荷物を運んでもらう）との間で、動作主体の人称制限など何らかの分担をしている。

みちびきの使役文（母親が {太郎/私} においしい物を食べさせる）

補語である動作主体(太郎/私)が、主語である使役主体(母親)からの関与を受けて動作を行い、それによって動作主体自身が恩恵を受けることを表しうる。そして、動作主体が恩恵の受け手である事態を授受文が表現できないのを補う機能をはたすことがある。

V-(サ)セテ-ヤル/クレル文

（母親が {太郎/私} においしい物を食べさせて {やる/くれる}）

補語である動作主体(太郎/私)が、主語である使役主体(母親)からの関与を受けて動作を行い、それによって動作主体自身が恩恵を受けることを文法的な意味として表す。

V-(サ)セテ-モラウ文（僕が先輩においしい日本酒を飲ませてもらう）

主語である動作主体(僕)が他者(先輩)からの何らかの好意的な関与を受けて自らにとって恩恵となる動作を行うことを文法的な意味として表す。

本稿でみてきたこれらの授受文と使役文の性質を、主語と補語のどちらが動作主体か、主語と補語のどちらが恩恵の与え手でどちらが受け手か、という点から表のかたちにとまとめると次のようになる。表の右側の 4.1、4.2 等の数字は本稿でとりあげた小節を示している。

	主語	補語		
V-テヤル/クレル文	動作主体 恩恵の与え手	恩恵の受け手	4.1	
V-テモラウ文	恩恵の受け手	動作主体 恩恵の与え手 [一人称者以外]		4.2
つかいだての V-(サ)セル文	(恩恵の受け手)	動作主体 (恩恵の与え手)		
みちびきの V-(サ)セル文	(恩恵の与え手)	動作主体 (恩恵の受け手)	5.1	
V-(サ)セテ-ヤル/クレル文	恩恵の与え手	動作主体 恩恵の受け手		
V-(サ)セテ-モラウ文	動作主体 恩恵の受け手	恩恵の与え手	5.2	
V-文	動作主体			

授受文は、日本語において恩恵授受性を文法的な意味として表現する文である。たしかにそうではあるが、人が他者からの何らかの関与をうけてある動作をすることがその人自身にとって恩恵や利益となる・都合がいいという事態は授受文で表現することができない。本稿では、使役文の主語（使役主体）と補語（動作主体）に恩恵の与え手あるいは受け手という意味合いが表されることがあることに注目して、日本語における恩恵授受性の表現の様相を広く考察してみた。恩恵の授受を文法的な意味として表すのは授受文に独自の特徴であるが¹⁵、具体的な言語活動のなかで、ある種の使役文が、授受文では表現できない恩恵授受性を表す機能をはたしているのではないか。そしてまた、使役文研究のほうからも、人の意志動作を表す使役文の性質を解明するにあたっては、佐藤（1986:p.173、1節の注4で紹介）の指摘のように、「人間どうしのかかわりあい表現する使役文を利益の授受の観点から考察しなければならない」のではないかと改めて気づかされる。今後、より具体的に考えてみたい。

参考文献

- 小松寿雄（1964）「～してやる・～してもらう・～してくれる」『口語文法講座 3 ゆれている文法』pp.193-202、明治書院
- 呉丹（2019）「テモラウ文と使役文の関係に関する研究一文が表す事態に注目して」『言語・地域文化研究』25、pp.61-76、東京外国語大学大学院総合国際学研究所
- 佐藤里美（1986）「使役構造の文一人間の人間にたいするはたらきかけを表現するばあい」言語学研究会（編）『ことばの科学1』pp.89-179、むぎ書房
- 澤田淳（2007）「日本語の授受構文が表す恩恵性の本質—「てくれる」構文の受益者を中心として—」『日本語文法』7-2、pp.83-100、日本語文法学会
- 鈴木重幸（1972）『日本語文法・形態論』むぎ書房
- 早津恵美子（2007）「使役文の意味分類の観点について—山田孝雄（1908）の再評価—」『東京外国語大学論集』75、pp.49-86、東京外国語大学（若干の修正をして、早津 2016、pp.37-84 に再録）
- 早津恵美子（2015）「日本語の使役文の文法的な意味—「つかいだて」と「みちびき」—」『言語研究』148、pp.143-174、日本言語学会（主に形式面の調整をして、早津 2016、pp.85-127 に再録）
- 早津恵美子（2016）『現代日本語の使役文』ひつじ書房

¹⁵ 恩恵授受性についての V-テモラウ文と使役文の異同については、鈴木（1972:pp.394-395）でも「弟がおじさんに自転車をはかしてもらう：かわせる」を例にし、両者の類似性を指摘したうえで相違として次の点が述べられている。本稿での用語を使ってまとめると、① V-テモラウ文は恩恵の受け手（弟）が主語になるのに対して、使役文では使役主体が主語になりその使役主体が恩恵の受け手かどうかは表現されていない、② V-テモラウ文では補語（～に）が恩恵の与え手を表すが、使役文の補語は動作主体であることを表すだけで、恩恵を与えるかどうかは問題にされていないという点である。これは、授受文における恩恵授受性は文法的な問題であるのに対して使役文ではそうでないことを述べていて重要である。なお、例として使われている上の使役文はつかいだての使役と考えられる。

- 早津恵美子 (2017) 「使役文にみられる恩恵授受性」『表現研究』106、pp.7-16、表現学会
- 早津恵美子 (2019) 「日本語の授受文の表現する恩恵授受性と使役文の文法的な意味」語学研究所定例研究会口頭発表資料 (2019年5月8日、於 東京外国語大学)
- 日高水穂 (2007) 『授与動詞の対照方言学的研究』ひつじ書房
- 益岡隆志 (2001) 「日本語における授受動詞と恩恵性」『月刊 言語』30-5、pp.26-32、大修館書店
- 松下大三郎 (1924) 『標準日本文法』紀元社
- 松下大三郎 (1928) 『改撰標準日本文法』紀元社 (徳田政信 (編) 1974 『改撰標準日本文法 (増補版)』として勉誠社より刊)
- 宮地裕 (1965) 「「やる・くれる・もらう」を述語とする文の構造について」『国語学』63、国語学会 (宮地裕 1999、pp.177-195 に再録)
- 宮地裕 (1975) 「受給表現補助動詞「やる・くれる・もらう」発達の意味について」鈴木知太郎博士の古稀を祝う会 (編) 『鈴木知太郎博士古稀記念 国文学論攷』桜楓社 (宮地裕 1999、pp.196-211 に再録)
- 宮地裕 (1999) 『敬語・慣用句表現論—現代語の文法と表現の研究 (二) —』明治書院
- 村上三寿 (1986) 「やりもらい構造の文」『教育国語』84、pp.2-43、むぎ書房
- 村木新次郎 (1991) 『日本語動詞の諸相』ひつじ書房
- 山田敏弘 (2004) 『日本語のベネファクティブ—「てやる」「てくれる」「てもらう」の文法—』明治書院
- 李仙花 (2006) 「働きかけ性が関わる「てもらう」文の意味について—使役文との関係から—」『文芸研究』161、pp.51-41、日本文芸研究会
- 李仙花 (2014) 「使役文とテモラウ文の働きかけに関する考察—〈叙述〉と〈実行〉のモードにおける解釈をめぐる—」『国語学研究』53、pp.30-43、東北大学文学研究科

The Benefactivity Expressed by Japanese Benefactives in Relation to Possible Benefactive Meanings Expressed by Causatives

Emiko Hayatsu

Keyword: benefactives, benefactivity, subject/complement, benefactor/beneficiary causatives,

Japanese has three grammatical constructions to express a benefactive meaning, whereby a person's actions have a beneficial effect on another person.

- (1) *Watashi ga (Hanako no tame ni) nimotsu wo hakonde yaru. (V-te yaru sentence)*
'I carried the luggage (for Hanako).'
- (2) *Tarō ga (watashi no tame ni) nimotsu wo hakonde kureru. (V-te kureru sentence)*
'Tarō carried the luggage (for me).'
- (3) *Watashi ga Jirō ni nimotsu wo hakonde morau. (V-te morau sentence)*
'I had Jirō carry my luggage.'

However, all of these benefactives express events in which the Agent (*Watashi*, *Tarō*, and *Jirō* in the above examples) is the benefactor.

In contrast, some causative (*V-(sa)seru*) sentences can express events in which intervention by a Causative Agent causes an Agent to carry out an action that has a beneficial effect on the Agent themselves.

- (4) *Oya ga kodomo ni eiyō no aru mono wo tabesaseru.*
'A parent has their child eat nutritious food.'

In this case, and in contrast to benefactive sentences, the Agent (*kodomo*) is the beneficiary. In other words, one type of causative sentence may function to express a situation that cannot be expressed by benefactive sentences, namely when the Agent is the beneficiary of an action.

This type of causative sentence corresponds to the “*michibiki*” (guidance) causative in the dichotomy between “*tsukaidate*” (exploitation) and “*michibiki*” (guidance) type causatives proposed in Hayatsu (2015). “*Tsukaidate*” type causatives can express events similar to those expressed by *V-te morau* sentences.

(5) *Sensei ga gakusei ni nimotsu wo {hakobaseru/hakonde morau}.*

‘The teacher {has/makes} the student carry the luggage’.

Furthermore, the causative affix *-(s)ase* and *youtu/kureru/morau* may combine to form predicates in *V-(s)asete-yaru*, *V-(s)asete-kureru*, and *V-(s)asete-morau* sentences. These function to express events that cannot be expressed by simple benefactives.

(6) *Hahaoya ga {Taro/watashi} ni oishii mono wo tabesasete {youtu/kureru}.*

‘(His/my) mother lets {Taro/me} eat delicious food.’

(7) *Boku ga jōshi ni oishii nihonshu wo nomasete morau.*

‘My boss lets me drink delicious sake.’

Previous research has only recognized the benefactive sentences in (1)-(3) as benefactive constructions. This paper suggests that it is valid to regard causative and *V-(s)asete-yaru/kureru/morau* sentences as functioning as types of benefactive constructions.

